

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、通告書は1番から6番まで通告してございますが、事のテーマで判断しまして、2番目を先に質問して、それから1番目、3番目というようにしてまいりたいと思います。まず先に町長に日本国憲法改正草案というものをお渡ししております。これは自由民主党が平成24年4月27日に決定した憲法改正の草案であります。草案によりますと、第9条の2として国防軍の規定を置いております。報道によれば、安倍政権は、来年の参議院選挙のあとにも憲法改正の発議を構えています。町長は、平成25年6月の定例会で平和憲法が崩される恐れがあるから容認すべきではないというような答弁をしておられます。そこで改めてお聞きします。安倍政権は憲法を変えようとしている、町長の所見を問うということで伺います。自民党の憲法9条の改正に関して町長は、平和憲法が崩される恐れから容認すべきではないとしている。安倍政権は、来年の参議院選挙後に向けて憲法改正の動きをしている。町長の見解を伺います。

それから1番目に戻りますけれども、昨年の名護市長選挙、名護市議会議員選挙、県知事選挙、さらに衆議院選挙で県民の民意は辺野古新基地建設を許さないことがしっかりと示されました。にもかかわらず、安倍自公政権は、新基地建設に暴走しています。本町議会も先日、この新基地建設の強行は民意に反すると抗議意見書を採択したところであります。昨日は、翁長知事が会見を開き、岩礁破壊を許可した区域外で国の設置したコンクリートブロックがサンゴ礁を傷つけている可能性が高いとして県の調査が終了し、改めて指示するまでの間、海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを求め、その指示に従わない場合、岩礁破壊許可を取り消すことがあるとしています。町長は、昨年の町長就任後の6月定例議会でもさらに前回の12月定例会でも建白書の堅持、すなわちオスプレイ配備中止・普天間基地閉鎖撤去県内移設断念の要求を堅持すると明言しました。そこで改めて伺います。安倍政権は民意に反し、辺野古新基地建設を強行している。建設をやめさせるために、建白書実現の立場から町長はどう行動するかということで2点伺います。

(1) 安倍政権の辺野古新基地建設は、民意無視ではないか。町長の所見を伺います。

(2) 民主主義の立場、建白書実現の立場から、建設をやめさせるうえでどう行動するか伺います。

次に、4月から子ども・子育て支援新制度の基で保育、幼稚園教育、学童保育の行政が行われます。いくつかこれまでの答弁を踏まえてお聞きします。まず、認可外保育園への支援強化に関して伺います。認可園同様にすこやかな環境の下で保育できるように①空調整備への助成の検討はどうなっているか。このことに関しては、平成26年3月定例会で検討すると答弁をしております。ご答弁をお願いいたします。それからこれも平成26年3月定例会で検討する旨答弁していますが、認可保育園やこれからの公立幼稚園と同じように子育て世代の経済的負担を軽減するために、保育料の多子減免の取組を検討しますと答弁されました。それについてどうなっているか伺います。それから、学童保育に預けたいけ

れども一杯で預けられない子どもたちの実態がどうなっているか。また、学校施設の活用を進めるべきではないかということでお伺いいたします。

次に、こども医療費助成制度の拡充について伺います。県は通院費の助成対象を就学前までに拡大するとしています。町の負担がその分軽減されますけれども、その部分を活用して通院費の対象を拡大する考えがあるか伺います。

それから、5 点目に、昨年の消費税増税などにより町民の暮らしは厳しさを増しています。最後の砦である生活保護の受給状況は、後にご報告いただきますけれども、生活保護基準以下の収入であっても申請すらできずにいる方も多く、対象になる世帯でありながら保護受給しない方も多いと聞きます。そこで（１）生活保護を受給している世帯、住民の推移はどうなっていますか伺います。（２）国民健康保険加入世帯で短期被保険者証発行の推移はどうなっているか伺います。（３）町税、国民健康保険税での不納欠損の推移はどうなっているか伺います。（４）不納欠損の数のうち、生活困窮によるものはどの程度か伺います。（５）こういった不納欠損に至る方々のなかでは、生活に困窮している方々が多いと思われます。生活保護につなぐのが有効だと思いますけれども、町の取組はどうなっているか伺います。

6 点目のバス停への屋根設置の進捗状況であります。当間原バス停の屋根設置について進捗状況がどうなっているかを伺います。さらに、そのほかの県道、国道のバス停についても進めていくべきですけれども、それがどうなっているかを伺います。以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 毅議員からありました件について、まず 2 点目であります憲法を変えようという動きに対して。日本国憲法の三大原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、戦後復興と日本の平和と安定発展に寄与し、国民に民主主義をもたらしているものだと思っております。現在、安倍総理が進めている憲法改正は、平和憲法のなし崩しにつながるものだと、そういう恐れがあるという思いがあります。そして、容認するものではないという考えを持っております。改正するのであれば、もっと国民と論議を深めて、時間をかけて進めていくべきであり、早急すぎるのではないかという思いであります。憲法の何を変えるべきなのか、国民としてどう捉えるべきなのかどうか論議は大いに尽くして時間をかけてやるべきだと、そういう考えを持っております。以前から同じような考えであります。

また 1 点目の辺野古基地の問題でありますが、この問題等においては、名護市長選、昨年の県知事選においても辺野古基地建設ストップの民意が県民から示されたものだと思っております。県民の意向を国は今無視してやっている状況だと、もっと真剣に沖縄県民と話し合いをもって然るべきだと思っております。そういう意味で、翁長県知事もそれについ

ては民意を無視したようなやり方だと言うことに私は同感しております。

そしてまた、建白書の実現については、普天間基地、また県内移設断念の建白書の民意にも反して新基地建設を強行していることにはいかがなものかと思っております。建白書を堅持する意思を貫き、翁長知事とともに普天間飛行場の閉鎖と新基地建設については県民総ぐるみの運動を継続することが大切だと思っております。これについては、焦ることなく真摯に、一步一步、沖縄県民の意向を強く訴えていくことが重要だと思っております。行動は県知事と一貫しておりますので、それについては議員もご理解のとおりであります。ぜひ県知事と一緒に頑張っていきたいと思っております。

3 点目については担当からさせますが、4 点目のこども医療費助成制度の拡充については、町は昨年 4 月から通院費について中学校 3 年生まで補助することで子を持つ親皆喜んでおります。県も平成 27 年 10 月から通院費の就学前まで拡大することを聞いて、一歩前進だと思っております。南風原町が昨年 4 月から通院費を無料化すること等において、町負担だけでは厳しい状況があると、これに対して県にも応分の負担をしてもらわなくては、21 世紀ビジョンにもある長寿命化についてもやはり健康でなければ厳しいと訴えてまいりましたので、県の町村会としても県に対して要請しております。沖縄県内においては 8 市町村が中学校 3 年まで無料化されているわけですが、しかしながら中南部においてはやっていないところが多い。私たちが、3 歳までだったものを中学校 3 年まで無料化することによって、負担が多過ぎるから県にもやってもらいたいと要請していけば、また他市町村もやりやすくなるのではないかという思いがありました。県が就学前まで無料化することに対しては一歩前進で、実際は中学校 3 年まで県もやってもらいたい要望を今後も訴えてまいりたい。南風原町の住民、子を持つ親、この一年間を振り返ってみますと、いろいろな角度から喜ばれております。私は通院を無料化することによって医療費の抑制になるのかと思っていましたら、これと関連する子どもたち一人一人の健康保険、他市町村と南風原町に住んでいる子どもにおいては、南風原町は中学校 3 年まで無料だから保険料、また他市町村は中学校 3 年まで無料でなければ保険料が変わると、1 人に対して 6,000 円の保険料であれば南風原町内の子どもたちは 5,500 円で済むとかそういう波及効果が大きいと痛感しております。今は少子化の時代でありますので、親の負担を軽減させることによって、1 人を 2 人、3 人も持てるような環境を作っていくのも大事ではないかと思っております。県が就学前に拡大したその分が浮いたのではないかではなくて、私は中学 3 年までやってもらいたいと一貫して今後も訴えていきたいと思っております。そういう意味で、私たちの負担が減った分はいろんな面で活用できる部分があるものだと思っておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思っております。ほかの点については、私に代わって副町長からさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 引き続き、質問事項3点目の子ども・子育て支援新制度を問う（1）についてお答えします。まず①であります、認可外保育園への空調設備に関しては、平成27年度予算に4園分を計上しております。対象園としては、なないろ乳幼児園、よなほ保育園、さくら保育園、なでしこ学園の4園となっております。②ですが、保育料の多子減免については、町から認可外保育園に対する多子減免に関する助成は行っておりません。

（2）について。病児病後児保育については、新年度予算で委託費として493万5,000円を計上しております。対象児童はおおむね6カ月から小学3年生までの児童で、1日利用で2,000円を予定しております。生活保護世帯については、無料を予定しております。

（3）についてであります。平成26年度は、翔南学童において満杯で預けられない児童がいましたが、校区内や近くの学童を利用することで対応をいたしております。今年度は、翔南校区内に新たな学童が1カ所増えますので、20名の定員増となります。また、南風原小学校校区内にも1カ所、20名定員で新たな学童が増えます。今後も新たな学童整備については、町学童連絡協議会と情報共有を図りつつ学校施設活用につきましても引き続き教育委員会との調整を行いながら、保護者会等とも意見交換をしてみたいと思います。

5点目の生活保護申請の対応について（1）であります。生活保護については、平成23年度351世帯、522人、平成24年度353世帯、526人、平成25年度350世帯、507人、平成27年は本年度の1月現在で358世帯、493人となっております。

（2）についてであります。短期証の発行世帯数は、平成23年度434世帯、平成24年度417世帯、平成25年度434世帯、平成26年度368世帯、各年度とも6月30日現在であります。

（3）についてであります。金額については、100円未満を切り捨てて1,000円単位で報告いたします。国民健康保険税の不納欠損は、平成22年度193件、1,235万円。平成23年度148件、589万9,000円。平成24年度163件、840万円。平成25年度116件、437万8,000円。町税の不納欠損については、平成22年度303件、1344万5,000円。平成23年度143件、1,542万1,000円。平成24年度205件、557万7,000円。平成25年度153件、1,170万2,000円となっております。

（4）についてです。国民健康保険税における生活困窮による不納欠損は、平成25年度9件の2人、109万9,000円。町税における生活困窮による不納欠損は、平成25年度55件21人、998万1,000円であります。

（5）についてです。町税、国保税における窓口での対応で、生活困窮者で生活保護該当と思われる世帯については、こども課の生活保護担当で案内等の対応を行っております。

質問事項6点目、バス停への屋根設置の進捗状況についてであります。（1）についてですが、まず当間原バス停の屋根設置については、南部国道事務所で本年度に歩道拡幅と同時に上屋設置の予定で進めておりますが、用地取得や物件補償が難航していることから、本年度での上屋設置については厳しいという報告を受けております。（2）についてです。

国道のほかのバス停への上屋設置については、幅員が狭く設置はできないということでありました。また、役場前の県道241号線や国道、現道国道507号への上屋設置については、沖縄県で計画されていますバス利用者や公共施設等の優先度の高い箇所から進めていきたいという説明を受けております。以上であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。まず憲法についてですけれども、町長は平和憲法の三原則をなし崩しにする恐れがある、特に平和主義をなし崩しにする恐れがあるから容認できるものではないとの答弁でした。大変心強く思います。ぜひそのような姿勢を堅持していただきたいと思います。これは2月4日の日経新聞ですけれども、自民党の船田元憲法改正推進本部長が首相と会談をして、船田さんが憲法改正案を発議する時期が2016年末の参議院選挙前ではなく選挙後になると見通しを示したことに對して、首相はそれが常識だと語ったことを報じております。まさに来年には憲法改正の発議をして、国会の3分の2が発議して議題となってそのルールに乗っていくことになっております。ただ、自民党はさすがに知恵が回りまして、憲法9条をいきなり議題にはしないと、まず緊急事態にどう対応するかということだとか環境権だとかそういったことをテーマにして憲法を変える作戦を取ろうとしています。つまり、国民に憲法は変えられるのだというように慣れさせていく、そういう戦術でやっていこうということでありました。あくまでも自民党の改正草案は、第9条の2に内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持するというを明記するわけで、これがまさに自民党の本音なのですね。ただ、やり方としてはそのように国民を慣らしてやろうとしている。このような動きが今あります。私たち国民は、平和憲法を守る考え方に立つ国民は、このような作戦に乗るわけにはいかないとと思いますが、町長も同じ考えかどうか伺います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この件についても私は、焦ることなく国民と大いに論議をする、改正するのであればやはり国民と時間をかけて対話することが一番大事ではないか。それをやって後に、結果として出てくるものであって、まだ早急過ぎるのではないかという思いを以前から持っております。冒頭から申し上げている平和憲法は大事だと思っておりますので、それだけの信念を持って国民と論議をしてもらおうよう願っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございました。去年の7月1日でしたか、集团的自

衝権を容認することを言わば内閣総理大臣の一存で閣議決定が出たことになっていると私は思っております。そのことを今度は具体化する法律について、昨日、今日ですね、与党で合意をして、これから法律になっていくという段取りだというようなことが報道されています。一方では着々と、憲法そのものには触れないで内実は蔑ろにしたような実態を作っていくことが進められる。その一方でまた明文改憲も進めていく、こういう作戦に出ているわけですから、議論をすることはもちろん大事で時間をかけてやるべきですが、時間をかければやってもいいということではないと思います。この平和主義は断じて崩してはならないことを申し上げたいと思います。その点と、南風原町の黄金森公園に町民の皆さんが期成会を作って建立した「憲法九条の碑」「鎮魂と平和の鐘」がございます。これは町民の団体が造りましたけれども、町民の寄付とそれから事業者の寄付、そういったもので建立したものです。これを町に寄贈して、現在は町が管理をしています。この憲法九条の碑は、今の時期にたいへん大事なものだと考えます。この憲法九条の碑は、文化センターが所管ですか、20号壕入口付近に移されていて、両方相まって平和行政を発信する、平和教育を行うたいへん大きなものとなっています。ところでこの憲法九条の碑の説明パンフレットが作られているという状況にはありません。そこで、町長の平和憲法を守るのだという決意であれば、少なくともこの憲法九条の碑を説明するパンフレットを町として整備するべきではないかと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 20号壕入口にある憲法九条の碑、さらに鎮魂広場として町が管理をして清掃もきれいにされていると思っております。また、これの解釈文をとすることは今までなかったことですし、これに対してあったほうがいいのか、どういうかたちがいいのかどうか、今までこういう発想や声もなかったものですから論議をさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これは通告を事前にはしていませんでしたが、陸軍病院20号壕については立派なパンフレットもできてそこを訪れる皆さんに大きな役割を発揮しています。同じようにこの憲法九条の碑についても町が管理をしているわけですから、その経緯など解説するパンフレットが当然あっていいだろうと思うのです。今、町長から検討していくというような答弁がありましたが、これについてはぜひ相応しい内容を検討していただいて整備していくようお願いしたいと思います。

それでは1番目に戻りまして、建白書についてですが、町長から県民の民意を無視するものだと明確な答弁がありました。本当に法治国家として許されない行為だと思います。

昨日、官房長官は知事の昨日出した指示は法治国家としておかしいということを言っているようですが、そっくりそのまま返さなければいけない言葉だと思っています。町長の民意に反するのだという意思是、共通するものだとしてぜひその気持ちを一緒に大事にしてがんばっていきたいと思います。さらに建白書は堅持するのだと何度も、この場でも述べていただきました。その点から、建設そのものをやめさせていくうえで、また昨日知事が新しい指示を出しているわけですけれども、町長はこのことについて県民総ぐるみの運動を継続することが大切だという答弁をいただきました。私もそのように思います。可能な限り多くの県民が皆で一致してできるような行動を追求していくべきだろうと思います。そこで、冒頭で述べましたように議会は意見書を可決して内閣総理大臣はじめ関係機関に送付しています。町長におかれても内閣総理大臣に対して、公開の書簡でこの意思を示してもらおうかと考えますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 お答えします。辺野古の問題等においては、一貫して当初の代表として建白書を堅持すると申し上げております。これに対して総理宛書簡をどうするのか、そういうことではなくて共に行動を起こしていくことが私の考えであります。1町で総理宛てに書簡を述べるというのが有効なのかどうか、一町の町長ではなく団体として起こす行動が一番有効だという思いであります。県知事と連携しながらやっていくことが一番肝心だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 県知事と歩調を合わせて行動していきたいという答弁ですが、町民の皆さんとも意見交換をしてどういった行動が取れるのか、具体的な行動に踏み込んで相談する機会を持つべきではないかと思えます。いきなりは無理だと思いますけれども、例えば読谷村では村挙げての各種社会教育団体などとも一つになった実行委員会ですか、それを作って行動していると聞きますし、他の市町村でもそういった動きがあると聞いています。そういったことも含めて、町長にはぜひ検討していただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 それに対しては、広角的な角度から論議、私たち執行部の副町長、教育長、さらに各部長とも連携しながらどういった方向がいいのかどうか論議をさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ論議をしていただいて、その論議をまたあとで聞かせていただきたいと思います。

3番目の問題に移らせていただきます。認可外保育園で空調設備の予算が計上されていることにつきましては、大変ありがたく思います。認可保育園は園舎改築などのときに一緒に併せて整備していると前の一般質問で答弁があり、認可外保育園についても那覇市で一括交付金を活用してやっている点を確認しているので進めていくという答弁に立っての今回の予算計上だろうと思います。ただ、町内には認可外保育園がこの4園だけではなくまだ他にもあるはずで、一定の基準があろうかと思いますが、可能な限り他の保育園でも必要とする保育園があれば助成できるようにがんばっていただきたいと思います。

それから2点目の保育料の多子減免についても、これも答弁ではこう言っています。認可外保育園に在籍している児童、兄弟児童の実数及び保育に欠ける状況などの把握についてはまだ完全にできておりませんので平成26年度以降に状況把握も含め検討してまいりたいというような答弁でした。確かに認可外保育園ですから保育に欠ける欠けないについての状況把握、それから兄弟がいるかないか、多子なのかどうかそういった状況把握がされていないことはその時点で了解しました。平成26年度以降に検討してまいりたいと答弁しているわけですから、その後調査されたのかどうか、調査のうえでの今回の答弁なのかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。認可外保育園の多子軽減についてですが、現在、町内認可外が10園ございます。それで調査した結果、多子軽減をしていないところが2カ所です。いろいろやり方がございまして、入園料の免除、あるいは月々1,000円から多いところで5,000円とか各々園の都合と言いますか裁量で今行っているところです。町としてはその多子軽減についての補助を行っていません。それに代わってと言っておかしいのですが、南風原町では1人当たりの運営費月1,500円を補助しているということで、今後どうするかについてはしばらく検討してから対処していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今度から保育園だけではなくて幼稚園でも第3子以降は無料と、これは小学生まで含めてカウントすることに確かなっていますね。そういう意味で認可保育園からさらに幼稚園へとこの多子減免が広がっているわけです。私が以前、報告したよう

にこれは名護市で行われていました。認可外保育園であっても第2子、第3子を保育園に預かってもらっている世帯の経済的負担を軽減する目的で行われている制度です。同じような制度でありますので、幼稚園は保育を要望する条件がなくても、そういった条件にかかわらず預かってもらいたいという要望があれば保育する、預かることになっているわけですから、その点では認可外保育園も第2子、第3子を軽減していくことに不都合はないと思うのですね。矛盾は出てこないと思うのです。その点を改めて、今後の課題だということによって前回の答弁よりもむしろ後退したような印象を受けるのでいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。幼稚園でも小学校3年生以下がいる児童については多子軽減ということでできております。認可園についてもその制度はございます。先ほども答弁したとおり、町としてこれについては保育に欠けるかどうかいろいろあるものですから、一人ひとりの運営費ということで1,500円、これも平成25年から増額して補助しているわけですので、その代わりも含めて、今後なくしてこれをするのかどのほうがいいのか含めて研究して、逆に多子軽減を受ける方だけが得して1人のものをなくすことはまずいですし、あれに上積みするのか、今後は町外など出てくる可能性もありますのでいろいろ研究したいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。病児病後児保育に関しては、平成24年9月定例議会で検討するというような答弁をいただいております。その時点では、今後検討する必要があるかなというような答弁であったわけですが、今後の努力によって今回予算計上されたということで町長と執行部の皆さんに敬意を表したいと思います。この病児病後児保育の内容については、答弁で1日利用2,000円、生活保護世帯については無料で493万5,000円を計上しているということでした。わり算をすれば出てくることかも知れませんが、どのぐらいの利用を見込んでいるのか、そしてこれは見込みですから途中で実績がそれを超えるようなことがあれば補正増をするのか、その点について聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。病児病後児保育についてですが、平成25年9月から、わんぱくクリニックで実際やっております。去年の実績、一昨年9月から8月までで南風原町95名が利用しています。今回の補正予算では、200名までの予算で、人数的に

は50人以上200人未満が251万8,000円を予算計上しています。仮に年間200人以上になると、428万ということでワンランク上がりますので、200人以上になるようであれば今後補正が必要になるかと考えております。今までは病院としての呼びかけでしたけれども、予算で計上して町内のそういう病後児の対象者についてはぜひ利用してもらうように広報等もやっていきますので、200名超す可能性は十分あると考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 お子さんが急な発熱などで保育園に連れていけない、あるいはインフルエンザなどで集団保育園へ行けないといった場合でもお母さん、お父さんが仕事に行かなければいけない事情は大変多いわけですから、そういったことに対応するこの病児病後児保育は、200名を超えればそれに対応するという答弁でしたのでしっかりと対応していただきたいと思います。これについては大変感謝をいたします。

次に、学童保育については、今度新たな学童ができるということがあってそれに期待しているということのようですけれども、学校施設の活用について父母の要望は大変強いものがあると思います。今回、意見交換をしてまいりたいという答弁に留まっている印象ではあるのですが、せっかくある公共施設、確かに児童増などで空き教室が確保できないとかいうような事情はあるわけですが、むしろ学童を安全に、すこやかに預かる、守っていく視点から学校施設の活用が今後可能になるように執行部においては努力をしていただきたい。教育委員会でも十分な連携を図っていただきたいと希望して終わりたいと思います。

こども医療費については、先ほど町長が答弁のなかで数字の報告なさったと思うのですが、今度の県の施策によって町の負担が軽減される。その額はどの程度見込むのか報告いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。集計上、去年の4月から3月見込みで計算しています。県が今度拡大するのは、4歳、5歳、6歳の就学前ですので、町の集計がこの3歳を計算しますと1,900万、約2,000万円あります。これの2分の1が約1,000万円ですかこれの半年分ですので約500万円については、平成27年度は県の助成分で収入が増えるかと試算しています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 平成27年9月からですから半年分という計算をされるわけですね

ども、通年で考えると約1,000万円だという考えでいいと思いますが、これについて町長からはそれを活用してさらに対象を拡大する予定は今のところないと答弁をいただいています。他の市町村もぜひ南風原に次いで中学校卒業まで広げて欲しいという希望が出されました。非常に良いことだと思います。保険料の金額にも反映してくるということで大変意義があることだと町長からありました。ラジオのコマーシャルで、南風原町内で新たなマンションを販売する業者が、利用者の皆さんが南風原町ではこういった施策をやっている、大変住みやすい町だということでPRしている事例にも出くわしました。本当に良いことだと思います。通年でいけば1,000万ほどの新たな財源が県の施策によって生じるわけですから、私は引き続きこのこども医療費の助成に向けるべきではないか、基本的な考え方としてそうすべきだと思うのですが、これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。沖縄県が就学前まで伸ばしたときの町に入ってくる分ですが、南風原町では平成26年4月から中学校卒業までの通院費についてやっています。これはあくまでも予定ではございますが、町単独として5,000万、当初は7,000万円組んでいましたけれども実績が5,000万円ぐらになりますのでこの分は町単独として出しています。ですから、先ほど町長も答えたように、県に2分の1出してくれと要望しているわけです。そのうちの就学前までの3歳分については自治体に来年10月からはきますが、町としても始めたばかりですので、しばらく様子を見ながらやっていきたいというところです。子どもたちの医療費とは別に町としても新たに認可外の町外の部分を増やしたとか、病後児をやるとか施策をやっていますので、今後もどういうものに使えるか検討しながら使っていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町単独の持ち出しを5,000万円ほど見込んでいるが、それが平成28年度からは通年1,000万円は軽減されるだろうということなので、しばらくは見守らせてもらいたいとの答弁であります。それはやはりその範囲の中で活用できるよう要望したいと思います。

それで5番の件ですけれども、数字でいろいろ述べられました。生活困窮が多いのではないかとということで私は国民健康保険においても町税においても不納欠損に至る、せざるを得ないものについて聞きましたが、その数字は皆さん方から報告されました。そうすると一定の定義を持って、生活困窮という場合の定義を皆さん方は前提にして答弁されたのだろうと思いますが、それはどのような定義でしておられますかお答え願います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 生活困窮にもいろいろ考え方がございますが、生活困窮者自立支援法のなかでは現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者となっております。ですから、これより悪い人については、生活保護等の受給を申請したほうが良いという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。税の立場では、トータルで町の考え方は一緒だと思いますけれども、まず預貯金、現金、そういったこと、それから先ほど民生部長からもあったように実際収入として著しく相違ある者、無財産などが挙げられます。これは一括りにできないケースが非常に多く、病気とか急な倒産・解雇といったものもございます。それでトータルで考えますので、この人はこの時期がずっと続くのかどうか、そういったものも全て検討します。ですから一括りにできないことはご理解いただきたいと思えます。各ケースで違うということです。そういったことをご理解いただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 おっしゃるとおりだろうと思いますが、平成25年度の決算調書が可決しましたけれども、これも具体的にそれぞれの個人、もちろん名前はありませんけれども報告されております。これによりますと確かに無財産がほとんどです。私は町税のほうを申し上げておりますが、無財産がずらっと並び、国保については条文で示しているようですけれども地方税法18条あたりが記されております。今おっしゃったように生活保護に実は該当するのだけれども、これを受給していない方々がかなりいると言われます。生活保護の捕捉率と言うようですけれども、南風原町でどうなっているかご存知ですか。生活保護に該当して受給している方を捕捉率と言いますが、逆に足りない方々がどれぐらいいるのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。生活保護世帯については、先ほど数字で年度ごとに答えてございます。南風原町が多いか少ないかの議論ではなくて、受けられるのだけれども受けていない人がいるかという話になりますと、町税とか国保税、そういう納付指導等を受けて、ほぼ同じ方が相談に来るわけですけれども、生活保護に該当するというこ

とであればその保護担当につなげます。正確な数字ではないのですが、年間 5、6 名ぐら
いは国保税の窓口から生活担当につなげています。その方々が全員、保護受給すること
はありませんが、毎年 5、6 名ぐらいいるということで認識しております。それでは実
際に必要な人が何名いるかについては、確実な数字は持っておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 必要な方には保護申請の用紙をその場で渡していますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 国保の窓口はすぐ隣ですので、税務でも 2 階ですから一緒にそ
の窓口まで行くなり、生活保護の窓口に行けばもう一度聞き取りをして該当しそうであ
れば用紙を渡して町に届けるか南部保健所に行くか、できるだけ町が受け取れる分につ
いては受け取ってやっていくというようにしております。特に町で駄目ですということ
はなくて、該当しそうであればぜひということで指導はしていると考えています。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 家があるからとか車があるからとかということで申請を受けない
ということはありませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 生活保護受給者は、仮に財産が一定程度あれば該当しない
わけですから、申請もできないこととなります。このへんは聞き取りして、一定以上の
財産、車も必要限度だとかあるはずですのでそのへんは確認をして申請を受けるとい
うことです。要するに担当から見ても補助該当しない方について受付けても意味が
ありませんので、該当しそうな方は当然申請してもらおうということです。確かに、
該当するということで申請するのであれば拒否しません。担当としても該当しないと
判断される方も中にはいるわけですね。逆も在るかも知れませんが、該当する
けれども受けられないということでの質問ですので、これについては受付け
できる分は当然受付けて南部保健所に送付して認定を受けてもらうかたち
にしております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 申請を受けるべきです。今の対応は間違っています。判断するのは南部福祉保健所です。申請を受けないということは間違っています。指摘しておきます。終わります。